

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年二月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年二月二十八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸 二

<p>一般国道百四十号</p>	<p>路線名</p>
<p>秩父市荒川白久字横幕一八四七番一 地先から同市荒川白久字横幕一八五 六番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和五年二月二十八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和二年六月二日付 け埼玉県秩父県土整 備事務所長告示第三 号で告示した道路予 定区域の供用開始で ある。延長一八二・一 〇メートル</p>	<p>備考</p>